平成２３年（フ）第１６１号
愛知県豊田市花園町才兼72番地４、旧住所愛知県刈谷市井ケ谷町下前田49番地６
破産者　武田　　覚
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
愛知県知立市宝１－６－10　パークサイドＮＯＮ－ＮＯ603、住民票上の住所愛知県知立市西中町跡落45番地64
破産者　武田　　学
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
愛知県岡崎市真宮町８番地12、前住所愛知県西尾市中原町道東33番地３
破産者　サロンドアールこと　浜田留美子
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
京都府宮津市字新浜1966番地の３　井渕アパート２－Ａ
破産者　加森　敬基
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２４４号
長崎県平戸市鏡川町382番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市福田町福田692―15、開始決定時の住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町久保１丁目６番５号
破産者　木戸　基博
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番６号
破産者　大倉　長和
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番６号
破産者　大倉美奈子
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
広島市佐伯区五日市中央１丁目14番38―203号
破産者　オートドリームこと　竹中　繁之（旧姓菊川）
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５５号
広島市安佐南区東原１丁目９番55―203号　ＰｉＡ東原
破産者　林　　敏美
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
山口県柳井市柳井1314番地
破産者　古磯　壽寛
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県大牟田市浜田町６番地10
破産者　西村　明治
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県大牟田市浜田町６番地10
破産者　西村トシ子
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４９号
福岡県大牟田市浜田町６番地10，破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市健老町103番地11
破産者　西村　良平
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７４１号
熊本市東区花立４丁目７番23号
破産者　内田　義雄
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７５６号
熊本市東区佐土原１丁目22番30号、前住所熊本市東区佐土原１丁目１番15―404号ダイアパレス健軍２
破産者　清田　貴広
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
熊本県八代市二見洲口町1809・1810番地
破産者　宮田　康生（旧姓赤山）
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６９号
熊本県葦北郡芦北町大字大野164番地２
破産者　遠原佐富美（旧姓時本）
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第７５５号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番１―302号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目14番地の８
破産者　酒井　恒造
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５６号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番１―302号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目14番地の８
破産者　酒井　千晴
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係